

次世代農業の主軸となる農業者像

人材像・育成目標

雇用力のある農業ビジネスを展開していく農業法人等

求められる人材

異業種との
連携ができる
人材

- ・農業を核にした地域イノベーター
- ・農業ビジネス起業家
- ・農業法人等のビジネスマネージャー 等

産学官連携で若き農業ビジネス人材をパッケージで育成する仕組み

みえ農業版MBA養成塾(仮称)

県農業大学校
新農業コース(研修科) ※H30. 4~

×

三重大学
地域イノベーション学研究科(修士課程)

農業ビジネス起業等を目指す学生は、農大新農業コースを履修可能

連携(履修科目等の相互利用)

履修科目	内容	年間時間数	◎必須 ○選択 △任意	実施機関
農業基礎講座	・土壌肥料・植物生理・作物保護 ・農業政策・作物別概論 等	130h	△	農業大学校 ・養成科の講義を活用
経営学講座	【基礎】・農業経営・農業簿記 等 【応用】・経営マネジメント・リーダーシップ論 等	50h	○	農業大学校 ・【基礎】養成科の講義を活用 ・【応用】研修科に講義を新設(県内の農業法人、大学等外部講師他)
フードマネジメント講座	【基礎】 ・フードバリューチェーン総論・食物加工・食品安全 ・食品流通・食品加工・食文化 等 【応用】 ・機能性・ウェルネス・HACCP・食品ビジネス戦略	30h	◎	産学官連携体(コーディネートは県(委託)) ・外部講師の活用 ・食品産業事業者の協力
プロジェクトマネジメント演習	現地課題を研究テーマとした演習	40h	◎	三重大学地域イノベーション学研究科 ・修士課程の演習を活用
雇用型インターンシップ	県内農業法人等でマネジメント手法を習得 (必要に応じて複数事業者に出向)	1500h	◎	農業大学校 ・農業法人のプログラム開発を支援 ・嘱託員を設置して実施コーディネート
経営プラン策定演習	・雇用型インターンシップでの課題や企業内起業的な取組により、自らの経営プランを策定	70h	◎	農業大学校・H30~ [大学、農業法人組織、金融機関等の協力を得る実施体制を整備]
		計1820h		

第12次鳥獣保護管理事業計画

(平成29～33年度)

※鳥獣保護管理法に基づき、国が定める基本指針に則して、県の鳥獣の保護及び管理事業の実施に関する計画

【計画内容】

1. 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
2. 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
3. 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
4. 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
5. 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針
6. 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項
7. 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

【変更点】

農業者が自らの事業地内で小型のはこわな等を用いて、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合は、狩猟免許を受けてない者にも許可できる。

第二種特定鳥獣管理計画

※増えすぎたことにより、深刻な被害を出している鳥獣を管理する計画

	ニホンジカ (平成28年7月一部改正)	イノシシ	ニホンザル
現 況	推定生息数は約6万頭と依然として多い。 被害金額は平成23年度の約4億円をピークに減少し、平成27年度に約2.6億円となったが、林業被害が特に大きい。	農業被害は平成22年度の約2億円をピークに減少し、平成27年度に約1.3億円となったが、依然として被害は大きい。 (イノシシの生息数を推定する有効な手法は未確立)	県内に114群を確認、うち41群は加害レベルが高い。 農業被害はイノシシに次ぐ被害金額で、平成20年度の約1.5億円から平成27年度は約6千5百万円に減少。
主な内容	【目標】国の方針に準じ、生息数の半減(継続) (H24 6.6万頭→H35 3.3万頭) 捕獲制限解除 狩猟期間の延長 禁止猟法の一部解除	【目標】被害金額を7千6百万円に軽減(継続) ※目標は平成12年度以降で最低の金額 加害個体の集中的捕獲 狩猟期間の延長 禁止猟法の一部解除	【目標】 加害レベルの高い41群を半減 群れ単位に管理方針を定め、追い払いを基本に、必要に応じて捕獲

※赤字は今回の変更点

● 第1章 三重県の森林・林業の特徴

三重県では、特徴ある林業が行われてきたことを背景に、各地域で特色のある森林が形成

1. 古い歴史のある林業
2. 民間が主導する形で発展した林業
3. 持続性を重視した林業
4. 先駆的な林業の展開

● 第2章 森林・林業のあるべき姿

長期的な視点に立った三重県の森林・林業の目指すべき将来像

1. 森林のあるべき姿
 - (1) 森林の資源活用と公益的機能が調和している
 - (2) 県民全体で森林を支えるという合意形成が出来ている
2. 林業のあるべき姿
 - (1) 林業が誇りある産業として、地域を支えている
 - (2) 森林環境に配慮しながら、持続可能な林業経営が行われている
 - (3) 林業や木材産業の関係者等が連携し、消費者ニーズに対応したビジネスを展開している
 - (4) 森林の持つ多様な資源や地域の特色が生かされている

● 第3章 目指す人材像

1. 目指す人材像

「森林・林業のあるべき姿」を実現するため、必要とする3つの人材像

- (1) 林業に高い使命感を持ち、広い社会性を備え、意欲的に行動できる人材【社会性】
- (2) 将来にわたり森林の公益的機能を高めることができる人材【適切な森林管理】
- (3) 戦略的な林業経営が実践できる人材【もうかる林業】

● 第4章 森林・林業経営における必要な人材の役割

1. 森林・林業経営における必要な人材の役割

あるべき姿の実現に向け、効率的・効果的な林業経営の実践に必要な人材像（育成対象区分）

- ①ディレクター：森林の管理や林業経営について総合的に判断できる経営者等
- ②マネージャー：ディレクターの経営方針を理解し、現場での実践が最適化できる管理者等
- ③プレーヤー：具体的な将来の森林の姿を描き、その実現の為に行動できる作業員等
- ④未就業者：林業への就業を希望する者、林業就業の可能性や適性を確認したい者

● 第5章 三重県における林業人材育成の現状

1. 既存の人材育成の取組

- (1) 国等による研修

国の林業人材育成事業として、「緑の雇用」や「森林総合監理士育成研修」、「森林施業プランナー研修」など
- (2) 民間等による研修

NPO等による技術研修会や林業事業者による就業体験など
- (3) 県による研修

林業講座「もりびと塾」の「林業体験コース」と「林業リーダー育成コース」
- (4) その他

上記以外にも、高校生林業職場体験研修など個別の人材育成の取組等がある。

5. 林業人材育成のあり方を考えるうえでの課題

- (1) 森林資源の適切な利用と保全に向け、先進的・革新的な林業経営を実践する人材が必要
- (2) 中山間地域の活性化を図るため、地域の担い手としての人材が必要
- (3) 既就業者を中心に効果的に人材育成を図るため、働きながら学べる環境を整備する必要
- (4) 国などの既存の人材育成施策等と連携しながら、効率的・効果的に人材育成を図る必要
- (5) 林業関係者だけでなく、産学官が連携し、オール三重で林業人材の育成に取り組む必要

● 第6章 林業人材育成のあり方

1. 林業人材育成の基本的な考え方

林業人材育成のあり方としては、

- ・既就業者などを対象に、働きながら学べる
- ・人材の役割に応じた効果的な能力開発を進める

仕組みを構築することを基本とする。

(1) 育成の対象と目指す人材

- ① 育成対象の中心は、既就業者
- ② 先進的、革新的な林業経営の実践者や中間マネジメント人材を中心とした育成
- ③ 林業の知識や技術の習得だけでなく、地域振興の視点を持った人材を育成

(2) 人材育成の方法

- ① 既就業者が働きながら学べる体制の構築
- ② 既存の研修事業等と連携・補完等した研修の実施(他府県の林業大学校との連携を含む)
- ③ 多様なニーズに対応した学びの場の提供および研修効果等を検証する仕組みの構築
- ④ 県内の特徴ある森林・林業、製材工場等の研修フィールドとしての活用
- ⑤ 研修修了後におけるサポート体制の整備

(3) 人材育成の推進主体

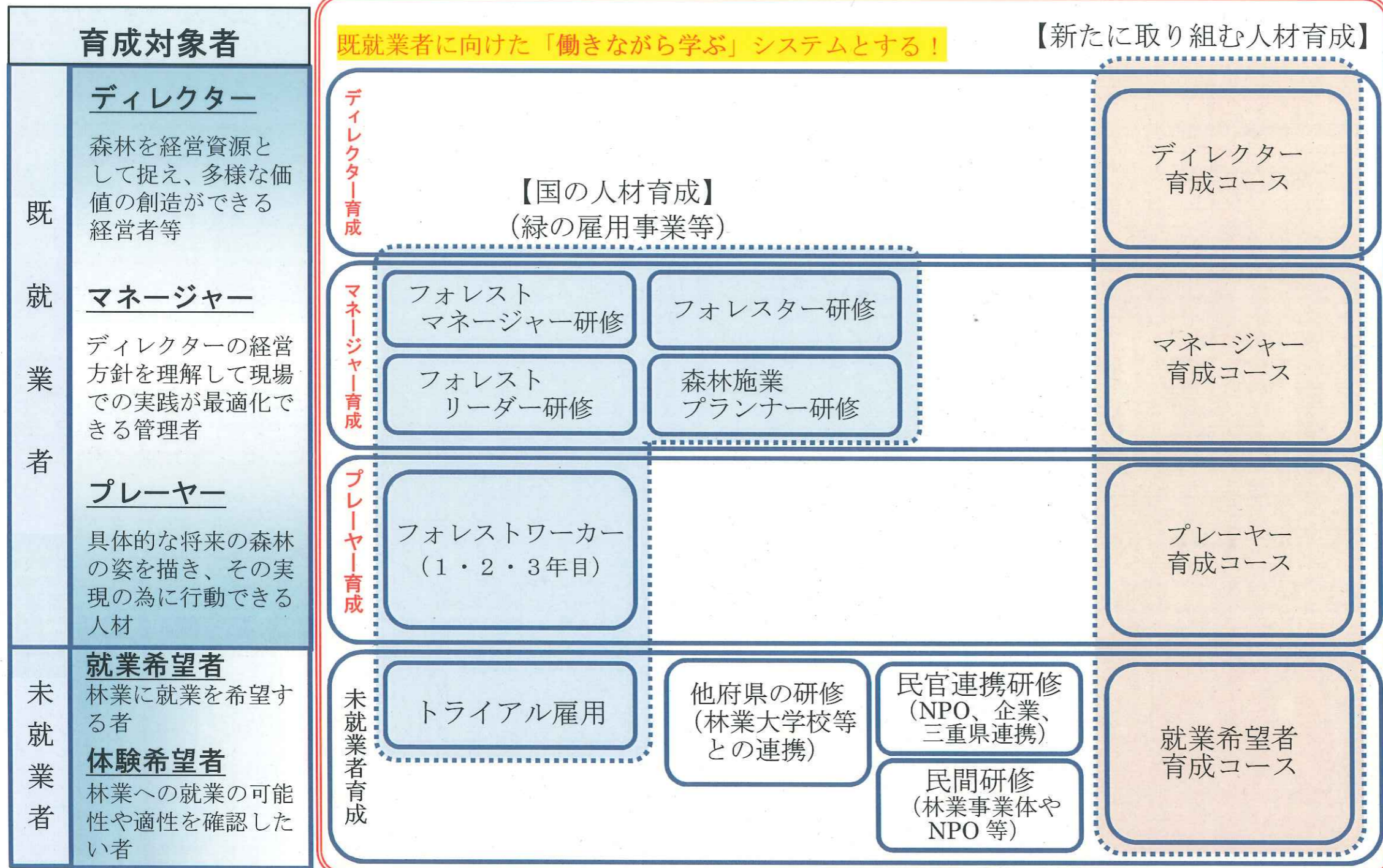
- ① 産学官などが連携した組織を設置し、林業関係資源や既存施策等を活用しながら、人材育成を推進
- ② PDCAのマネジメントサイクルに基づき、人材育成を推進

3. 三重県における林業人材育成機関の考え方【みえ森林・林業アカデミー(仮称)】

- ① 国や民間等の既存の人材育成事業等と連携・補完・協創しながら、三重県として系統立てた研修を行う、「みえ森林・林業アカデミー(仮称)」を創設する。
- ② 「緑の雇用」等と連携しながら就業後における研修の充実を図るとともに、先進的・革新的な林業経営を実践できる経営者やマネジメントできる人材の育成を図る観点から、育成対象は既就業者を中心とする。
- ③ 既就業者の人材育成については、育成対象を区分し、プレーヤーに加え、人材育成の必要性の高いディレクターやマネージャーの育成も図る。
- ④ 就業前の人材育成については、産官連携の研修や民間の研修、または他府県の林業大学校と連携し育成を図る。
- ⑤ 三重県の特徴ある森林・林業や木材産業等を学ぶため、三重県全体を研修フィールドとして研修等を実施する。
- ⑥ 「みえ森林・林業アカデミー(仮称)」を効果的に運営しながら、人材育成を図るため、各研修の実施主体や林業関係者、さらには人材育成を支援するさまざまな団体等からなる産学官連携組織(コンソーシアムなど)を設置する。

注) 当該資料は、「三重県人材育成方針(最終案)」から抜粋して作成しています。

みえ森林・林業アカデミー（仮称）

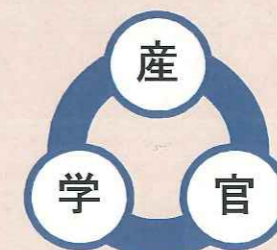


目指す人材像

「森林・林業のあるべき姿」を実現するために求める人材像

- ① 林業に高い使命感を持ち、広い社会性を備え、意欲的に行動できる人材
【社会性】
- ② 将来にわたり森林の公益的機能を高めることができる人材
【適切な森林管理】
- ③ 戦略的な林業経営が実践できる人材
【林業経営】

- 各人材育成を連携・協創して実施する為、産学官連携組織を設置
- 研修フィールドとして、三重県全体を活用
- 中山間地域の振興の視点を持った人材の育成を行う



コンセプトと基本方針

【コンセプト】

悠久の歴史を刻む伊勢神宮
人々の営みと自然が織りなす里山里海

【基本方針】

伊勢志摩地域の人々が、国立公園に住むことに意義と誇りを持ち、自発的に魅力ある公園づくりを推進していく



- 視点1：上質な展望環境及び快適な利用環境の整備
- 視点2：観光資源の磨き上げによるストーリー性を持った質の高い自然体験等の提供
- 視点3：人々の営みと自然が織りなす優れた景観の保全

数値目標 訪日外国人利用者数
3.3万人（2015年）⇒ 10万人（2020年）

取組方針

A) アクセスルートに係る取組

取組① アクセス道の環境整備

駅や港などの主要交通拠点やビューポイント（重点取組地域）等の利用拠点を結ぶ **アクセスルートの景観改善、主要交通拠点の機能向上、交通アクセスの充実**等を推進する。

B) ビューポイントを中心とした取組（ビューポイント：21箇所）

取組② 多様な主体によるサービスの提供

伊勢志摩国立公園は民有地が96%を超えるため、民間団体等と連携しながら、**ツアー・プログラムの開発**など、多様なサービスの提供を推進する。

取組③ まちなみ等の景観改善

展望地からの自然景観や、まちなみの景観を阻害する施設や広告物について、**景観計画等により景観改善を図るとともに、地域住民による環境保全活動**を促進する。

取組④ インバウンド対応のための施設整備等

外国人観光客が国立公園を快適に利用できるよう、**標識等の多言語化、施設のユニバーサルデザイン化を、ビューポイントを中心に促進する。**

取組⑤ 人材育成

地域住民が国立公園に住んでいることに意義と誇りが持てるよう、**地域住民を対象にした啓発活動を実施**するとともに、**地域資源を活用する活動団体、ガイドを育成**する。

C) 国立公園全体のプロモーション等に係る取組

取組⑥ 国立公園への誘導・プロモーション

ファムトリップの活用やMICEの誘致など、効果的・効率的なプロモーションを図る。

平成29年度の主な取組

取組① アクセス道の環境整備

- ◆主要交通拠点からの二次交通対策の検討（コミュニティバス、レンタカー、レンタサイクル等）【交通事業者等】
- ◆地域住民による自主的な環境整備活動を促進するためのワークショップの開催【三重県、各市町】



二次交通の整備

取組② 多様な主体によるサービスの提供

- ◆公園全域でエコツーリズムを推進する「伊勢志摩エコツーリズム推進協議会」の設置【三重県、伊勢志摩観光コンベンション機構、エコツーリズム活動団体】
- ◆伊勢志摩の特色を生かしたエコツアーの開発やブラッシュアップ【民間事業者】



自然体験活動

取組③ まちなみ等の景観改善

- ◆景観の保全や統一感のある景観の形成を目指した、市町における景観計画の策定及び変更【三重県、各市町】



統一されたまちなみ

取組④ インバウンド対応のための施設整備等

- ◆ビューポイント（音無山、答志島、神島、登茂山、鶺倉）等における多言語案内板、トイレの洋式化等の整備【三重県、各市町】
- ◆横山園地にカフェ等の飲食を提供する施設を設置【環境省】



ビューポイントの景観

取組⑤ 人材育成

- ◆エコツーリズムの担い手や、外国人利用者への対応が可能なガイド等の育成【三重県、各市町他】
- ◆地域住民が主体となった活動に向けたワークショップの開催【三重県、各市町】
- ◆地域への誇りや愛着を次世代へ継承するため、地元大学生との連携による地域の新たな魅力の発掘【三重県】



学生部会「あばばい」

取組⑥ 国立公園への誘導・プロモーション

- ◆伊勢志摩の食・自然・文化等を活用したファムトリップ、SNS等を活用した情報発信【観光事業者、三重県、伊勢志摩観光コンベンション機構等】
- ◆国や地域などターゲットに応じた効果的なプロモーションの展開【伊勢志摩観光コンベンション機構、各市町】

効果検証

伊勢志摩国立公園地域協議会において、国立公園別訪日外国人実利用者数推計値により検証、評価を行い、改善点について見直しを行う。